2　資金移動業者は、法第四十一条第四項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第九号に掲げる場合を除く。）　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

［四～十　略］

3　特定信託会社は、法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第四十一条第四項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号を変更した場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

二　資本金の額を変更した場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

三　営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第九号に掲げる場合を除く。）　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

四　取締役等に変更があった場合　次に掲げる書類

イ　新たに取締役等になった者に係る第三条の六第二項第二号及び第四号に掲げる書類並びに当該変更に係る同項第五号に掲げる書類

ロ　新たに取締役等になった者の旧氏及び名を当該新たに取締役等になった者の氏名に併せて当該変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類（第三条の六第二項第二号に掲げる書類に限る。）が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

五　特定資金移動業の内容又は方法に変更があった場合　当該変更があった事項に係る第三条の六第二項第九号から第十二号までに掲げる書類

六　委託に係る業務の内容又は委託先に変更があった場合　当該変更があった事項に係る第三条の六第二項第十三号に掲げる書類

七　主要株主に変更があった場合　別紙様式第一号の六により作成した株主の名簿

八　信託業以外の行っている事業に変更があった場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

九　法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第三十九条第一項の規定による登載を財務局長等から受けている特定信託会社が本店の所在地を他の財務局長等の管轄する区域に変更した場合　第三号に定める書類及び当該変更前に交付を受けた第七条の登載済通知書

十　認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した場合　認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した事実が確認できる書面

2　［同上］

［一・二　同上］

三　営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第九号に掲げる場合を除く。）　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書

［四～十　同上］

［項を加える。］